

練馬区オンライン研修サービス提供業務【行政特化型】
にかかるプロポーザル募集要領

1 趣旨・目的

練馬区（以下、「区」という。）では令和 6 年 3 月に策定した練馬区人事・人材育成改革プランに基づき、人材育成を行っている。行政デジタル化の遅れや複雑化する社会問題に対応するためには、職員一人ひとりを大切にし、能力を最大限発揮できるような支援が必要である。同計画においては、「職場等で全ての職員の学びを支援する」ことを取組の一つとして掲げている。そこで、オンライン研修を導入することにより、全ての職員が学びやすい環境を整備する。

本サービスを導入することにより法令や行政職務など、行政テーマに特化した研修をいつでもどこでも職員が受講できるようにすることで、職員の専門的知識やスキルなど公務員として必要な能力の向上を目指す。

2 業務概要

- (1) 件 名 練馬区オンライン研修サービス提供業務【行政特化型】
- (2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで
※ ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区豊玉北 5-27-2 練馬区職員研修所 ほか区が指定した場所
- (4) 業務内容 「仕様書」（別紙 1）による
- (5) 概算経費 495,000 円（税込）
※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件を満たすこと。

- (1) 令和 3 年度から令和 5 年度までの間に、国・地方公共団体または民間企業において実績があること。
- (2) プライバシーマークの認証を付与されていること。または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS:JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））の認証を取得していること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年4月26日（金） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和6年5月10日（金） |
| (3) 質問回答日 | 令和6年5月17日（金） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和6年5月28日（火） |
| (5) 提案書提出期限 | 令和6年6月3日（月） |
| (6) 一次審査（書類審査）結果通知 | 令和6年6月中旬～下旬 |
| (7) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和6年6月下旬～7月上旬 |
| (8) 二次審査結果通知 | 令和6年7月上旬～7月中旬 |

4-2 質問回答

募集に関する質問がある場合は、「プロポーザル募集内容等に関する質問書【行政特化型】」（様式1）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 担当宛に電子メールで提出すること（電話で到着確認の連絡をすること）。
電子メールの件名は「【質問】オンライン研修サービス提供業務【行政特化型】」とし、本文には「事業者名」、「質問者氏名」、「担当者連絡先」を記載すること。
- (3) 回答方法 令和6年5月17日（金）までに、電子メールで回答する。なお、質問の回答は、事業者名を伏せた上で参加申込書を提出した全ての事業者に送付する。
- (4) 担当部署 練馬区総務部人材育成課能力開発係
担当：武田、大塚 電話（直通）：03-3993-3286
係メール：JINZAI01@city.nerima.tokyo.jp
- (5) 注意事項 提出期限を過ぎて到着した質問および指定の手段・様式以外による質問（FAX、

電話等)は一切受け付けないこととする。

4-3 参加申込書および提案書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記により参加申込書および提案書等を提出すること。

(1) 参加の申込み

- ア 提出期限 令和6年5月28日(火)午後5時まで(必着)
- イ 提出方法 担当宛に電子メールで提出すること(電話で到着確認の連絡をすること)。電子メールの件名は「【参加表明書】オンライン研修サービス提供業務【行政特化型】」とし、本文には「事業者名」、「質問者氏名」、「担当者連絡先」を記載すること。
- ウ 提出物 「練馬区オンライン研修サービス提供業務委託プロポーザル参加申込書【行政特化型】」(様式2)

(2) 提案書等の提出

- ア 提出期限 令和6年6月3日(月)午後5時まで(必着)
- イ 提出方法 担当宛に電子メールで提出すること(電話で到着確認の連絡をすること)。電子メールの件名は「【提案書等提出】オンライン研修サービス提供業務【行政特化型】」とし、本文には「事業者名」、「提出書類名」、「担当者連絡先」を記載すること。
なお、区が受領できる添付ファイルサイズの上限は10Mbである。ファイルサイズの上限を超える場合には、事前に区に問い合わせること。
- ウ 提出物 つぎの書類をPDF形式で提出すること。

No.	提出書類
1	企画提案書 ※別紙2「提案書等作成要領」に基づいて作成してください。
2	「見積書【行政特化型】」(様式3)
3	「法人登記事項証明書」 ※ 提出日から三か月以内に発行されたもの
4	「納税証明書」 ※ 法人税、消費税、法人事業税が確認できるもの
5	「直近の決算に係る財務諸表」 ※ 貸借対照表および損益計算書

- エ その他 (7) 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。また、規定ページ数内であれば、記入欄の高さを変えることは可とする。
(4) 提出締切後の企画提案書の差し替えは認めない。

(3) 参加の辞退

参加申込みをした事業者が提案を辞退する場合は、「辞退届【行政特化型】」(様式4)を担当宛に電子メールで提出すること(電話で到着確認の連絡をすること)。電子メール

の件名は「【辞退届】オンライン研修サービス提供業務【行政特化型】」とし、本文には「事業者名」、「担当者連絡先」を記載すること。

4-4 一次審査

参加資格を満たす者について、提案書類に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和6年6月中旬～下旬に書面により通知する予定である。

4-5 二次審査

一次審査を通過した者について、令和6年6月下旬～7月上旬に提案内容のプレゼンテーションとヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。選考時間は1者あたり35分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング15分）とする。説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者を含む、3名以内とする。審査結果は令和6年7月上旬～中旬に書面により通知する予定である。

なお、二次審査の3日前までに管理者用と利用者用のテストIDを区に提供すること。

4-6 評価項目

「評価項目」（別紙3）のとおり

5 受託候補者との協議

委託業務の詳細な内容は、受託候補者と区との協議により、決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のもを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙4）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区人事戦略担当部人材育成課能力開発係 武田、大塚
〒176-0012 練馬区豊玉北五丁目27番2号 練馬区職員研修所
電話 03-3993-3286 FAX 03-3993-4137
メールアドレス(能力開発係):JINZAI01@city.nerima.tokyo.jp